

募集要項（案）に関する委員からの主なご意見

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
1	4	5 事業譲渡について	募集要項に書いてあるのは主要条件であって、これだけでないことを言っておきたい気がします。また、最終的には、締結した契約に従ってもらうことに尽きるので、本要項に契約をもう少し明確に位置づけておきたいと思います。 5 事業譲渡について 本事業の譲渡（以下「本事業譲渡」という。）に関する主な条件は以下のとおりとする。本事業譲渡に関するその他の条件は基本協定及び事業譲渡契約に定めるところによる。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 5 事業譲渡について 本事業の譲渡（以下「本事業譲渡」という。）に関する主な条件は以下のとおりとし、その他の条件は基本協定及び事業譲渡契約に定めるところによる。
2	4	(1) 事業譲渡日	<修正前> (1) 事業譲渡日 事業譲渡契約締結後、令和4年度末日までの期間における、本市と優先交渉権者が合意する日。 <修正案> (1) 事業譲渡日 事業譲渡契約締結後、令和4年度末日までの期間における、 別途 合意する日。	ご意見のとおり修正します。 (1) 事業譲渡日 事業譲渡契約締結後、令和4年度末日までの期間における、 別途 合意する日。
3	4	(3) 譲渡対象資産等 1ポツ	<修正前> ・ 事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、一部の不動産及び仙台エルピーガス株式会社の本市ガス局保有株式等）を除く、事業譲渡日において本事業を構成する一切の資産を譲渡する（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。 <修正案> ・ 事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、一部の不動産及び仙台エルピーガス株式会社の本市ガス局保有株式等）を除く、事業譲渡日において 本市が保有する 本事業を構成する一切の資産を譲渡する（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。	ご意見のとおり修正します。 ・ 事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、一部の不動産及び仙台エルピーガス株式会社の本市ガス局保有株式等）を除く、事業譲渡日において 本市が保有する 、本事業を構成する一切の資産を譲渡する（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。
4	4	(3) 譲渡対象資産等 3ポツ	「負債は…譲渡する」は一般に使わないのではないかと思います。負債は、「引き継がれる」とか「移転する」がいいのではないかと。	ご意見のとおり修正します。 仙台市ガス事業会計に計上されている、本事業に係る負債は、・・・、事業譲受会社に 引き継ぐ 。
5	4	(4) 譲渡価格	<修正前> 譲渡価格は、400億円以上（消費税等相当額を除く）とする。 <修正案> 譲渡価格は、400億円以上（消費税・ 地方消費税 相当額を除く。）とする。	以下のとおり修正します。 譲渡価格は、400億円以上（ 消費税及び地方消費税相当額を除く。 ）とする。

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
6	4	(6) 本市の関わり	<p>タイトルと記載項目が一致していないのではないのでしょうか。</p> <p>(6) 本市の関わり</p> <p>① 本市の出資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、事業譲受会社に対する出資は行わない。 <p>② 事業の譲渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業譲渡により、事業譲受会社とガス局職員間での雇用関係は発生しない。 ・本市は、事業譲渡後に事業譲受会社による円滑な事業譲受を支援するため、・・・、本財団法人をして・・・業務を受託させる。 	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>(6) 事業譲受会社との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、事業譲受会社に対する出資は行わない。 ・本事業譲渡により、事業譲受会社とガス局職員間での雇用関係は発生しない。 <p>(7) 事業継承手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、事業譲渡後に事業譲受会社による円滑な事業譲受を支援するため、・・・、本財団法人に・・・業務を受託させる。
7	5	(6) 本市の関わり ② 事業の譲渡し	<p>下記を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本財団法人による業務の受託に関する条件の詳細は、別途締結する業務委託契約の定めに従う。 	<p>ご意見のとおり以下を追記します。</p> <p>(7) 事業継承手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本財団法人による業務の受託に関する条件の詳細は、別途締結する業務委託契約の定めに従う。
8	5	(7) 要請事項等	<p><修正前></p> <p>(7)要請事項等</p> <p><修正後></p> <p>(7)遵守事項・要請事項</p>	<p>募集要項の記載に合わせ、以下のとおり修正します。</p> <p>(8) 基本条件・要請事項</p>
9	5	(7) 要請事項等 ① 基本条件 2) 有資格者の配置	<p><修正前></p> <p>ガス事業法上のガス主任技術者及び保安業務監督者、電気事業法（昭和39年法律第170号）上の電気主任技術者、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者等、本事業に適用のある関連法令等に従い、本事業を運営するうえで必要となる全ての有資格者の配置・選任等を行うこと。</p> <p><修正案></p> <p>ガス事業法上のガス主任技術者及び保安業務監督者、電気事業法（昭和39年法律第170号）上の電気主任技術者、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者等、本事業に適用のある関連法令等に従い、本事業を運営するうえで必要となる全ての有資格者を事業譲受会社においてまかない配置すること。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p> <p>ガス事業法上のガス主任技術者及び保安業務監督者、電気事業法（昭和39年法律第170号）上の電気主任技術者、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者等、本事業に適用のある関連法令等に従い、本事業を運営するうえで必要となる全ての有資格者を事業譲受会社においてまかない、配置すること。</p>
10	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 4) ガス料金について	<p>1行目の「責」は、法令・公用文では「責め」と表記すると思います。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p> <p>ガス料金（大口供給契約に基づき定めたものを除く。）は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責めに帰することができない事由による場合を除き、事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないこと。</p>

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
11	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 7) 本市への報告について ア)	公表期間について、（ ）内によると、第5事業年度の終了から1年間は、1年目から全事業年度分の公表を続ける義務があるように解されますが、その趣旨でよいでしょうか。そうだとすると、その趣旨の記述は、（ ）内でなく本文にあったほうがよいと思います。	提案内容の履行状況を市民等へお知らせすることが目的ですので、直近1年度の履行状況を含めた、全事業年度分の履行状況の公表を継続していただくことを意図しています。 （ ）内の文章を、最後尾に移し、以下のとおり修正します。 ア) 事業提案内容について、事業譲受会社が適正かつ確実に履行しているか否かを本市が確認するため、・・・応募者等の事業提案内容及びその履行状況について・・・本市に対して報告をすること。 なお、事業提案内容及び各事業年度の履行状況に係る公表は、最終事業年度の末日から1年が経過する日まで継続するものとする。
12	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 7) 本市への報告について ア)	例えば、令和4年8月に事業譲渡され、事業譲受会社の事業年度が9月～8月である場合には、同年8月末日から3カ月以内に事業提案内容と履行状況も公表することになりますが、公表するほどの履行はされていないことがあるのでは。（実情に応じて公表すればよいということだと思いますが）	仮に令和4年8月1日が事業譲渡日で、事業譲受会社の事業年度が9月から8月までの場合、最初の履行状況の報告は令和4年11月末日までに行っていたことになると思いますが、次年度の取組の検討状況などを含めて、履行状況の報告を行っていただくことになります。 また、権利の譲渡制限期間などを5年間としていることから、報告対象とする期間について、以下のとおり修正します。 ア) 事業提案内容について、事業譲受会社が適正かつ確実に履行しているか否かを本市が確認するため、 事業譲渡日以後5年間を経過する日の属する事業年度までの間 、各事業年度の末日から3ヶ月以内の日より、応募者等の事業提案内容及びその履行状況について事業譲受会社のホームページ上で公表するとともに、本市に対して報告をすること。
13	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 7) 本市への報告について イ)	事業提案内容が遵守されていなかった場合の措置として、改善計画等の提出を命じることができるとしているが、「できる」という表現は、相手方が断ることもできることになるので、中途半端な感じがする。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、事業譲渡契約書の中で、改善計画の提出を義務付けています。 イ) 事業提案内容が遵守されていないと 本市が判断した場合 、本市は応募者等又は事業譲受会社に対してヒアリングを行い、改善に向けた協議を行うとともに、 書面での改善計画の提出を求める。
14	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 8) 権利の譲渡制限等に関する要件	太字部分を追記。 事業譲渡日以後5年間は、以下の各行為を行わないこと。ただし、本民営化の趣旨に照らし、相当と認められる場合であって、本市と協議し、 予め 承諾を得た場合はこの限りではない。	ご意見のとおりに修正します。 事業譲渡日以後5年間は、以下の各行為を行わないこと。ただし、本民営化の趣旨に照らし、相当と認められる場合であって、本市と協議し、 予め 承諾を得た場合はこの限りではない。

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
15	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 8) 権利の譲渡制限等に関する要件	<修正前> イ) 事業譲受会社と第三者（事業譲受会社と同一のグループに属すると本市が判断した者を除く。以下本項において同じ。）との合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡 <修正後> イ) 事業譲受会社と第三者（事業譲受会社と同一のグループに属すると本市が判断した者を除く。以下本項において同じ。）との合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡 その他これに類する組織再編	ご意見のとおり修正します。 イ) 事業譲受会社と第三者（事業譲受会社と同一のグループに属すると本市が判断した者を除く。以下本項において同じ。）との合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡 その他これに類する組織再編
16	6	(7) 要請事項等 ① 基本条件 9) 既存契約等について	これも表現だけの問題です。既存の契約・覚書等については、業譲渡会社が「譲り受ける」というより、「引き継ぐ」のほうが一般的ではないか。	ご意見のとおり修正します。 事業譲渡日以降も履行期間が残る、本事業に関する既存の契約・覚書等については、原則として、当該契約等に係る当事者の地位を事業譲受会社が 引き継ぐ こと。
17	7	(8) 本市のリスク負担	この内容は「リスク負担」とか「リスク分配」の問題ではないので、見出しの変更を提案します。良案がないのですが、「事業譲渡に係る本市の責任」など。また、前段の譲渡対象資産の瑕疵に起因・関連する損害についての免責との関連で、（あまり考えられないですが）本市が知りながら告げなかった瑕疵等に基づいて相手方に生じた損害の填補は、免責されないのだと思います（民法572条に相当する考え方）。それは、分かっているけれども書かないということでしょうか。なお、「瑕疵」という用語は避けたい気もします。	募集要項では表明・保証事項について規定しており、事業譲受会社に生じた問題に対し、本市が負担する責任やリスクの範囲について記載していることから、タイトルはそのままにしたいと考えています。 また、本市が把握している瑕疵については情報を開示しますので、故意に告知しない瑕疵はないという前提のもと、相手方の損害補填については記載していません。その上で、譲渡対象資産の瑕疵に起因又は関連して生じた損害について、一切の責任を本市が負わないとしたいと考えています。 「瑕疵」は改正前の民法の用語ですが、本市が意図することは応募者に伝わるものと考え、使用しています。
18	7	(8) 本市のリスク負担	<修正前> 本市は、譲渡対象資産の瑕疵に起因又は関連して生じた損害について、一切の責任を負わない。 <修正後> 本市は、 本事業を現状有姿にて譲渡し 、譲渡対象資産の瑕疵に起因又は関連して生じた損害について、一切の責任を負わない。	ご意見のとおり修正します。 本市は、 本事業を現状有姿にて譲渡し 、譲渡対象資産の瑕疵に起因又は関連して生じた損害について、一切の責任を負わない。
19	7	(追加) 基本協定等の締結	応募者等及び事業譲受会社は、本市と基本協定及び事業譲渡契約を締結し、契約上の義務を履行する。応募者等は、事業譲受会社による義務の履行について連帯して責任を負う。【本当は、“本市が提案した内容の（又は本市が満足する内容の）基本協定・事業譲渡契約を締結すること”としたいところですが、そこまでは書きませんでした。事業譲受会社は設立したばかりの空っぽの会社ですので、第二文のような記載をするかどうかもお検討下さい。（事業譲受会社が契約どおり履行すれば何の問題もないので、応募者等にも本来的には難しい話ではないはずです。）】	基本協定は、本市と優先交渉権者に決定された応募者で締結し、事業譲渡契約は、本市と優先交渉権者に決定された応募者、事業譲受会社で締結します。 守秘義務宣誓書を提出した法人へ提供する事業譲渡契約書の中で、優先交渉権者に決定した応募者の責任や義務、契約義務違反により本市が被った損害についての連帯責任についても規定したいと考えています。

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
20	8	6 本公募に関する手続 (1) スケジュール	スケジュールとして、最後の2つ（事業譲渡契約の締結・事業譲渡の実行）がないと、事業譲渡の全体像が見えず中途半端な感じがします。	以下のとおり追記します。 ・令和3年8月 事業譲渡契約の締結 ・令和4年度 事業譲渡
21	12	(10) 提案審査 ① 書類の受付 2) 提出書類	こちらが提示した基本協定・事業譲渡契約に関する修正コメントは、基本的に想定していないという理解でよろしいでしょうか。（提出書類にもなく、また、審査基準にもないので。）実際には、優先交渉権者と事後的に契約交渉（調整）することをご想定かもしれませんが。	基本協定書及び事業譲渡契約書についての修正意見は応募者には求めません。優先交渉権者と調整は行いますが、提示した基本協定書及び事業譲渡契約書を使用する想定です。
22	14	8 優先交渉権者の決定後の手続 (追加) 事業譲渡契約の締結	以下を追加。 事業譲受会社は、[いつ]本市と事業譲渡契約を締結する。【応募者等も契約当事者になるかどうか別途検討が必要。】	以下のとおり追記します。なお、契約当事者としては、事業譲受会社及び優先交渉権者に決定した応募者を想定しています。 (3) 事業譲渡契約の締結 事業譲受会社及び優先交渉権者に決定された応募者は、事業譲受会社設立後速やかに、本市と事業譲渡契約を締結する。
23	15	9 応募に関する留意事項 (6)	太字部分を追記。 (6) 本市は、仙台市情報公開条例(平成3年仙台市条例第2号)の規定による請求に基づき、 応募者等 が提出した書類を第三者に開示することがある。この場合、応募者等が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は非開示となる場合がある。	ご意見のとおり修正します。 (6) 本市は、仙台市情報公開条例(平成3年仙台市条例第2号)の規定による請求に基づき、 応募者等 が提出した書類を第三者に開示することがある。この場合、応募者等が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は非開示となる場合がある。
24	別紙2	資格審査提出書類一覧	提出を求める財務諸表について、連結決算の場合、個別・連結の両方とも提出させるのか。	連結決算の場合でも、個別分の財務諸表等の提出を求めます。株主資本等変動計算書の備考欄の記載を、脚注に移動します。 (3) 連結決算を行っている場合は、9から12までについて、 連結分の書類 及び事業の種類別セグメント情報も提出してください。
25	別紙2	資格審査提出書類一覧	キャッシュフロー計算書と株主資本等変動計算書の順番が逆である。	以下のとおり修正します。 No.11 株主資本等変動計算書 No.12 キャッシュフロー計算書
26	別紙3	提案審査提出書類一覧	提案審査提出書類はCD-Rで提出することだが、DVDで良いのではないか。	以下のとおり修正します。 (3) 書類は、印刷物とともに DVD-R を作成し提出してください。

No.	ページ	項目	ご意見	事務局（案）
27	別紙4	提案審査 審査基準	「1 全体事業方針」の3番目の評価項目である「地域貢献への取組」について、評価の視点では、「SDGsの達成に向けた取組」と並べて「地域貢献活動」についても評価するようだが、「地域貢献」より「社会貢献」の方が適切ではないか。	以下のとおり修正します。（別紙3及び様式15についても同様に修正） 社会 貢献への取組 ・ 社会 貢献活動やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の実施を通じて、地域に根差した持続可能な企業として成長することが見込まれるか。
28	様式16-3		営業活動によるキャッシュフロー 1行目：当期純利益 個別CFでは税引前当期純利益、連結CFでは税金等調整前当期純利益となります。いずれも当期純利益とは意味が異なります。	当期純利益を「 税引前当期純利益 」に修正します。
29	様式16-3		I（小計前）、II、IIIに「その他」を入れていないのは「必要に応じて項目を追加すること」を明示しているからと考えますか。	I・II・IIIにそれぞれ「 その他 」を追加します。
30	様式16-3		該当項目がない場合は、項目を削除することなく0を記載することになりますか。	様式の各項目は例示であることを明記した上で、該当がない場合は、項目の削除が可能であることを脚注に追記します。
31	様式25		ガス工事、指定店など顧客へのラストワンマイルを担う事業者や団体に対し、発注者・受注者の関係にとどまらず、譲受企業自体の保安やサービスと一体であるためにも、ガス事業関係者が連携した取り組みが必要と思われます。「育成」と微妙に重なる部分が生じてくる可能性があります。このようなことから、「連携」を独立させ、「発注」、「育成」の3項目に分けて記載してもらってはどうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・ 地元のガス関連事業者等との連携についての考え方や具体的な取組を記載すること。 ・ 地元のガス関連事業者等への発注についての考え方や具体的な取組を記載すること。 ・ 地元のガス関連事業者等の育成についての考え方や具体的な取組を記載すること。
32	様式26		称号→商号	様式10及び26について、修正しました。